

新型コロナウイルスに便乗した

悪質商法・詐欺にご注意

新型コロナウイルス感染症に関する消費者トラブルが発生し、多くの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。事例や対処方法を紹介しますので、被害にあわないようご注意ください。

事例

誰

でも持続化給付金がもらえる、と勧誘された

昨年中はまだ学生だったが、SNSの情報で、「コンサルタント料を払えば、持続化給付金を申請して、給付が受けられる」と勧誘され、高額の契約をしてしまった。



対処法

受

給資格のない人が、コンサルタント料を払っても、給付は受けられません。このような契約は、コンサルタント料を騙し取られることと同じです。また、給付を受けられても犯罪行為として問題になる可能性があります。

注意 事業を行っておらず受給資格のない人が、自身を事業者と偽って申請することは犯罪行為（詐欺罪）に当たると考えられ、持続化給付金給付規定上も禁止されています。

正確な情報に基づいて冷静に行動することが大切です。

宇治市消費生活センター

☎ 0774-20-8796 ☎